

医療法人社団五風会

相談室きよサポ 運営規程

(指定一般相談支援事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団五風会が設置する「相談室きよサポ」(以下、「事業所」という。)が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)に基づく指定一般相談支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定地域相談支援(指定地域移行支援及び指定地域定着支援をいう。)を利用する障害者又は障害児の保護者(以下、「利用者」という。)に対し、適切な相談および援助を行うことを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 事業は、利用者がその有する能力および適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関との緊密な連携を図りながら障害福祉サービス等が、利用者の選択に基づき多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する事業内容の評価を行い、常にその改善を図り、公正中立に行われるよう努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容および関連法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 相談室きよサポ
- (2) 所在地 札幌市白石区南郷通14丁目南4番8号キャッスル大木戸1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、従業員の管理、指定地域相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、指定地域相談支援の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業員に対し遵守させる

ために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 7 名以上

相談支援専門員は、自ら利用者に対し必要な支援を行う他、地域定着支援に従事する者への助言等を行う責任者としての業務を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援に従事する者 7 名以上

地域移行支援・地域定着支援に従事する者は、地域移行支援計画の作成や計画に基づき利用者に対する直接的支援を行い、相談支援専門員がこれを担う。

(4) 相談員 0 名

相談員は、利用者の日常生活全般の相談に応じ、相談支援専門員業務をサポートする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く

(2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(指定地域相談支援の提供方法および内容)

第 6 条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) 指定地域移行支援に関する内容

① 地域移行支援計画の作成および評価

② 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援

③ 障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援

④ 体験的な宿泊に係る支援

(4) 指定地域定着支援に関する内容

① 地域定着支援台帳の作成

② 利用者に対する常時の連絡体制の確保と訪問等による利用者の状況の把握

③ 緊急時における一時的な滞在等に係る支援

(5) 全各号に掲げる便宜に附帯する事項

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用の種類およびその額)

第 7 条 事業者は、指定地域相談支援を提供した際は、厚生労働大臣が定める基準により市町村から地域相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、地域相談支援の提供にあたっては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、次の額を徴収する。
 - ・公共交通機関を利用した場合→公共交通機関の定める運賃
 - ・事業所の自動車を利用した場合→移動距離（km）×50円
- 3 事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、札幌市白石区とする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業員に対し周知徹底を行う。また、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し定期的に研修を実施する等の措置を講じる。事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に会議を開催し、その結果を従業員に周知する
2. 虐待防止のための研修を定期的で開催する
3. 虐待防止のための担当者を配置する
4. 成年後見制度の利用を支援する

（苦情解決に関する事項）

第10条 事業者は、その提供した指定地域相談支援に対する利用者またはその家族からの苦情要望に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置をクレーム対応規程に則って講じるものとする。

- 2 事業者は、利用者または家族からの苦情に関して、都道府県知事または市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導、助言を受けた場合は、当該指導、助言に従い必要な改善を行う。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査、あっせんのできる限り協力する。

（研修に関する事項）

第11条 事業者は、事業所において適切な地域相談支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設け

るものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(秘密保持に関する事項)

第 12 条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 3 事業者は、一般相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、その他関連機関等に対し、利用者ならびに家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者ならびに家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 4 事業者は、従事者、設備・備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。
- 5 事業所は、利用者等に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から 5 年間保存する。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に重要な事項は、医療法人社団五風会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する事業等の提供により事故が発生した場合は、札幌市及び区、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

附則

- 1 この規定は、平成 28 年 7 月 16 日から施行する。

改定 1	平成 25 年 11 月 1 日	改定 11	令和 1 年 5 月 1 日
改定 2	平成 26 年 4 月 1 日	改定 12	令和 2 年 2 月 1 日
改定 3	平成 27 年 8 月 1 日	改定 13	令和 2 年 4 月 1 日
改定 4	平成 28 年 7 月 16 日	改定 14	令和 4 年 4 月 1 日
改定 5	平成 28 年 11 月 1 日	改定 15	令和 5 年 5 月 1 日
改定 6	平成 29 年 4 月 1 日	改定 16	令和 6 年 2 月 1 日
改定 7	平成 29 年 8 月 1 日	改定 17	令和 6 年 9 月 25 日
改定 8	平成 29 年 9 月 16 日	改訂 18	令和 6 年 12 月 27 日
改定 9	平成 29 年 11 月 1 日	改定 19	令和 7 年 1 月 29 日
改定 10	平成 30 年 11 月 15 日	改定 20	令和 8 年 3 月 27 日